

長門市議会 3 月定例会提出議案概要

番 号	議 案 名	概 要
議案第 1 号	令和元年度長門市一般会計補正予算 (第 6 号)	「小・中学校情報機器等整備事業」や「担い手確保・経営強化支援事業」など新規 4 件、その他補正の必要が生じた事業について予算措置を講ずるほか、債務負担行為では福祉バス運行事業で利用するマイクロバスの賃借料 1 件を追加で設定するもの (事業内容は、別紙、予算説明資料参照)
議案第 2 号	令和元年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	事業費調整によるもの
議案第 3 号	令和元年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)	事業費調整によるもの
議案第 4 号	令和元年度長門市介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)	事業費調整によるもの
議案第 5 号	令和元年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号)	事業費調整によるもの
議案第 6 号	令和元年度長門市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	国の補正に伴う「ダム負担金」の増額及び事業費調整によるもの
議案第 7 号	令和元年度長門市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	事業費調整によるもの
議案第 8 号	令和 2 年度長門市一般会計予算	別紙、予算説明資料のとおり
議案第 9 号	令和 2 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算	
議案第 10 号	令和 2 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算	
議案第 11 号	令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計予算	
議案第 12 号	令和 2 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算	
議案第 13 号	令和 2 年度長門市水道事業会計予算	

議案第 14 号	令和 2 年度長門市下水道事業会計予算	年間有収水量を 321 万 3,000 立方メートルと見込むとともに、収益的支出を 18 億 22 万 2 千円、資本的支出を 9 億 1,347 万 9 千円として予算編成を行うもの
議案第 15 号	長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	地方自治法の一部改正に伴い、自治体の執行機関及び職員の損害賠償責任の免責制度が創設されたことから、市長等の市に対する損害賠償責任の一部の免責について、条例で必要な事項を定めるもの
議案第 16 号	長門市部課設置条例の一部を改正する条例	第 5 次組織改編計画に基づく組織再編に伴い、所要の改正を行うもの (附則にて 5 条例の一部改正) ○成長戦略推進課と商工水産課商工部門を統合 →「産業戦略課」 ○農林課と商工水産課の水産漁港部門を統合 →「農林水産課」 ○観光課、企画政策課文化・国際交流部門、生涯学習スポーツ振興課スポーツ交流部門を統合 →「観光政策課」 ※この他、生涯学習スポーツ振興課の所管業務を生涯学習・文化財保護・市民スポーツに整理し再編→「生涯学習・文化財課」
議案第 17 号	長門市印鑑条例の一部を改正する条例	国の印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑の登録を受けることができるよう所要の改正を行うほか、条文の整理を行うもの
議案第 18 号	長門市固定資産評価審査委員会条例及び長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例	関係法令の名称及び条項の変更に伴い、条文中で引用する法令の名称及び条項を改めるもの
議案第 19 号	長門市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	会計年度任用職員については、新地方公務員法第 31 条の規定によるサービスの宣誓が必要となることから、所要の改正を行うもの

議案第 20 号	長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	特別職の非常勤職員の報酬について、次のとおり所要の改正を行うもの ○会計年度任用職員制度の導入に伴う規定の整理 ○生活保護嘱託医（一般）の報酬月額の設定 ○長門湯本温泉みらい振興評価委員会委員の報酬を新設 ○農業委員会に関する報酬に農地利用最適化推進に係る活動及び成果の実績に応じた報酬を追加
議案第 21 号	長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法及び厚生労働省令の一部改正に伴い、条文中の用語を改めるほか、放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置期間を延長することから、所要の改正を行うもの
議案第 22 号	長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の賦課限度額及び被保険者均等割額・世帯別平等割額を軽減する所得判定基準が引き上げられることから、所要の改正を行うもの
議案第 23 号	長門市漁港管理条例の一部を改正する条例	国が定める模範漁港管理規程例の改正に伴い、漁港施設の占用許可の期間を延長するため、所要の改正を行うもの
議案第 24 号	長門市営住宅条例の一部を改正する条例	国が定める公営住宅管理標準条例及び民法の一部改正に伴い、市営住宅の入退去に関する手続き等について、所要の改正を行うもの
議案第 25 号	長門市交通指導員条例を廃止する条例	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職非常勤職員の任用が厳格化されることに伴い、条例を廃止するもの
議案第 26 号	長門市ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例	基金の設置目的を果たしたものとして、条例を廃止するもの
議案第 27 号	新市建設計画の変更について	合併特例債の発行期間が延長されたことに伴い、計画期間を 5 年間延長することから、計画の一部を変更するもの
議案第 28 号	山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について	公平委員会事務を共同処理する団体に山陽小野田市を加えるほか、会計年度任用職員制度の導入に伴い規定を整理することから、市町総合事務組合の規約を変更するもの
議案第 29 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	任期満了に伴い、委員の選任を行うもの

議案第 30 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	
議案第 31 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	
議案第 32 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	
議案第 33 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	
議案第 34 号	長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について	
議案第 35 号	人権擁護委員候補者の推薦について	任期満了に伴い、候補者の推薦を行うもの
議案第 36 号	長門市教育委員会委員の任命について	任期満了に伴い、委員の任命を行うもの